

## 福江中学校同窓会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は福江中学校同窓会と称し、事務局を福江中学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の連携と融和を図ると共に、福江中学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は普通会员及び特別会員を以って構成する。
- 第4条 普通会员は福江中学校・伊良湖岬中学校卒業生を以って構成する。
- 第5条 特別会員は福江中学校教職員並びに福江中学校職員であったものとする。

## 第2章 役員及び理事

- 第6条 本会の役員及び理事は次の通りとする。
- |     |     |      |    |     |    |
|-----|-----|------|----|-----|----|
| 会 長 | 1名  | 副会長  | 1名 | 書 記 | 2名 |
| 会 計 | 2名  | 会計監査 | 2名 | 顧 問 | 1名 |
| 理 事 | 若干名 |      |    |     |    |
- 第7条 会長は理事全員の推挙により選出する。  
役員及び理事は理事会において選出し、その任期は2か年とする。  
但し再選は妨げない。補選の場合は前任者の残任期間とする。  
顧問は学校長があたり、書記1名、会計1名、会計監査1名は学校職員から選出する。
- 第8条 役員の仕事は下記の通りとする。
1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
  3. 書記は本会の一切の事務を処理する。
  4. 会計は本会の一切の収支を正確に記帳し、年度末理事会に決算報告をする。
  5. 会計監査は会計事務を監督する。
  6. 顧問は会長の諮問に応ずる。
  7. 理事は本会の一切の事項につき会務の遂行に努める。

## 第3章 会 議

- 第9条 会議は総会と理事会及び特別委員会に分つ。
1. 総会は全員の出席の上で開会することを原則とするが各小学校区より選出された理事によって開会できる。
  2. 理事会は役員及び理事を以て構成し、必要に応じて会長が召集し、本会の運営に関し協議執行する。
  3. 特別委員会は必要に応じて構成し、目的達成後速やかに解散する。
- 第10条 すべての会議の議決は出席者の過半数とする。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長はその都度選出する。

## 第4章 財 政

- 第11条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以ってこれに充てる。会費に関しては必要に応じて理事会で決定する。
- 第12条 会費は入会の際、入会金300円を納めるものとする。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第5章 会則の改正

- 第14条 本会則は理事会の議決により改正できる。

## 第15条 附 則

本会則は昭和31年2月13日より施行する。  
本会則は平成5年2月27日に改正  
本会則は平成7年2月27日に一部改正  
本会則は平成31年4月1日より施行する。

## 田原市立福江中学校同窓会会則内規

- 1 役員は各小学校区より1名ずつ選出する。(計5名)
- 2 理事は原則福江小学校区3名、中山小学校区3名、伊良湖岬小学校区3名、清田小学校区1名、亀山小学校区1名ずつを選出する。
- 3 役員・理事を合わせた各校区選出人数の男女比は、原則1:1となるように配慮する。

## 申し合わせ事項

- 1 役員候補者の年齢は50代、理事候補者の年齢は40代がくらいが適当であると思われる。